

中部地方整備局における道路管理業務勉強会の発足について

国土交通省 中部地方整備局 道路部 路政課

1. 道路管理担当職員の能力向上について

道路管理業務は多岐にわたるうえ、国民のニーズも年々多様化しています。そうした中で道路管理に携わる職員には、基礎的知識はもちろんのこと、専門的知識、幅広い視野及び高いコスト意識をも求められるところです。

一方、人事異動により初めて道路管理業務に携わることとなる職員も多い中、特に着任早々にあっては、必要な知識と経験が不足しているのも確かです。国民の安全・安心な生活を守るためにも、そういった職員に対するフォローアップは必要不可欠なものです。

必要な知識・経験というものは、実務経験の中で培われるもの、職員個々の独自の勉強により得られるものもありますが、最低限必要な基礎的知識や道路管理業務を取り巻く情勢等については、研修という場において講義形式により効率的、統一的に習得し得るものと考えられます。

実際、平成 21 年度までは計画研修において、道路管理に携わる職員向け（担当者～係長）の「道路管理研修」が一週間という日程で年度当初に行われおり、カリキュラムとしては次表にあるとおり、「道路行政の動向」や「道路法概論」といった道路行政の総論的内容の講義や、分野別に、例えば「地下空間利用」や「道路構造令」といった各論的内容の講義が組み込まれていました。

平成 21 年度 道路 管理 研修 日程 表

中部地方整備局

研修目的：道路管理行政の基礎的知識を習得させ、業務の円滑な推進を図る 対象職員：道路管理を担当する職員（1～3級） 研修生：15名

| | | | | | | | | | | | | |
|------|----|---------------|-----------|------------|-----|--------------|----------------|---------|---------|-------|----|--|
| 1 日目 | 自習 | 集合 | 入所手続き | オリエンテーション | 開講式 | 昼食 | 講話 | ガイダンス | 道路行政の動向 | 道路法概論 | | |
| 2 日目 | 自習 | 地下空間利用 | 交通対策事業 | | 昼食 | 道路法許認可事務 | | 管理瑕疵・訴訟 | 法令遵守 | 公務員倫理 | | |
| 3 日目 | 自習 | 道路管理の現状と今後の展望 | 現場説明 | (準備・移動) | | 昼食 | 現場研修 (管内パトロール) | | | | | |
| 4 日目 | 自習 | 道路の維持管理 | 特車事務 | 道路法関係の告発事務 | | 昼食 | 道路の危機管理 | 道路交通法 | 法学基礎 | | | |
| 5 日目 | 自習 | 道路構造令 | 事例研究 (検討) | | 昼食 | 事例研究 (検討・発表) | | | レポート作成 | 閉講 | 解散 | |

2. 道路管理業務勉強会の発足について

平成 22 年度になって、前述の「道路管理研修」で組まれていたカリキュラムの一部は、道路管理業務に携わっていない職員も受講する別の研修のカリキュラムとして組まれることとなりました。これは道路管理に関する知識、情報は道路管理に携わる職員のみならず、そうではない職員であっても中部地方整備局の職員である以上、少なくとも基礎的な知識は持つておくべきものという考え方によるものです。

これを契機とし、道路管理業務に携わることとなった知識と経験の浅い職員に対するフォローアップについて検討することになりました。国民の安全・安心を守るためには、適切な道路管理をし得るために必要な知識を高めていかなければなりません。

そこで今年度からは、計画研修に加え、事務系職員・技術系職員を問わず、知識・経験の浅い職員を対象とし、道路部（路政課、道路管理課及び交通対策課）主催で「道路管理業務勉強会」を開催することとしました。これはあくまで基礎的知識に加え専門的知識の習得を目的し、より各論的で実務に近い講義内容としました。

3. 道路管理業務勉強会のカリキュラム等について

開催時期、講義内容、講義時間などについて検討を重ねた結果、平成 22 年度については次表のとおり実施しました。

開催時期については年度当初が望ましいという一方、参加者側及び主催者側双方の職場における実情もあり、各月 1 回（5 月から 10 月まで。8 月は除く。）としました。また、講義内容については各論的に、より多くの内容を準備し、また講義時間については原則として 1 講義 2 時間程度としました。



写真 1

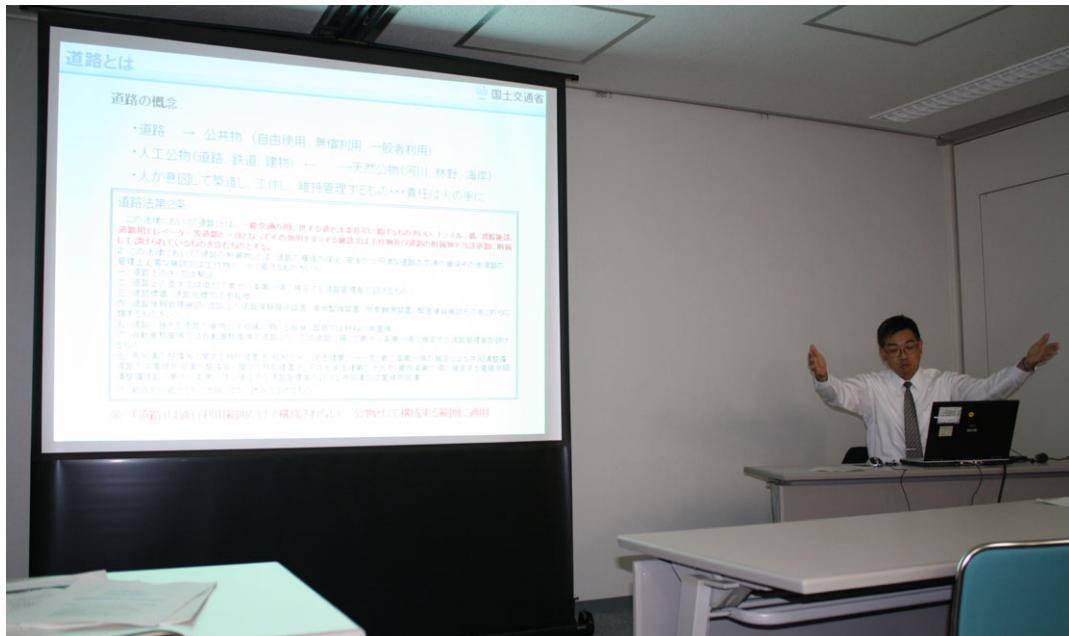


写真 2



写真 3



写真 3

<平成 22 年度 道路管理勉強会実施一覧>

| 開催月 | 前後半 | 担当課 | 講義テーマ | 参加人数 | (うち事務官) | (うち担当者) |
|---------------|-----|-------|-------------|------|---------|----------|
| | | | | | (うち技官) | (うち係長以上) |
| 5月 | 前半 | 交通対策課 | 「道路の危機管理」 | 38名 | (26名) | (11名) |
| | 後半 | 路政課 | 「管理瑕疵・訴訟」 | | (12名) | (27名) |
| 6月 | 前半 | 路政課 | 「損傷事務」 | 42名 | (23名) | (14名) |
| | | 路政課 | 「区域変更と供用開始」 | | (19名) | (28名) |
| | 後半 | 交通対策課 | 「交通安全施策」 | 43名 | (23名) | (14名) |
| | | 交通対策課 | 「交通安全施策」 | | (20名) | (29名) |
| 7月 | 前半 | 道路管理課 | 「地下空間利用」 | 35名 | (20名) | (16名) |
| | | 道路管理課 | 「道路保全」 | | (15名) | (19名) |
| | 後半 | 交通対策課 | 「特車事務」 | 38名 | (20名) | (16名) |
| | | 交通対策課 | 「ITS」 | | (15名) | (19名) |
| 9月 | 前半 | 道路管理課 | 「道路構造令と24条」 | 38名 | (21名) | (16名) |
| | 後半 | 路政課 | 「占用事務」 | | (17名) | (22名) |
| 10月 (追加開催) | 前半 | 道路管理課 | 「道路構造令と24条」 | 38名 | (26名) | (9名) |
| | | 路政課 | 「占用事務」 | | (12名) | (29名) |
| | 後半 | 路政課 | 「苦情対応」 | 39名 | (26名) | (9名) |
| | | 事務所 | 「道路管理業務」 | | (12名) | (29名) |
| 10月 (追加開催) | 前半 | 道路管理課 | 「これからの維持管理」 | 39名 | (24名) | (10名) |
| | | 路政課 | 「苦情対応」 | | (15名) | (29名) |
| | 後半 | 路政課 | 「苦情対応」 | 39名 | (24名) | (10名) |
| | | 事務所 | 「道路管理業務」 | | (15名) | (29名) |

4. 道路管理業務勉強会の効果について

参加者は平成 21 年度「道路管理研修」の 15 名に対し、平成 22 年度の「道路管理業務勉強会」では平均約 40 名でした。実務を行っている職員が一同に会することによる講義を受け、共通の認識を持つこととなりました。また、局担当者が事務所担当者に「先日の勉強会での講義内容にあったとおり、このようにしました。」と言われたとの報告がありました。

これらは勉強会による効果の一つと言えるでしょう。もちろん全ての講義が全て実務に直結するわけではないのですが、しかし道路管理に関する知識の習得には大いに寄与することができたものと自負しています。

5. 道路管理勉強会のアンケート結果について

「道路管理業務勉強会」をより充実した勉強会にするために、開催日毎に参加者からアンケートを提出してもらったところ、下表のような意見が寄せられました。

<アンケート結果一覧 (抜粋) >

| |
|---|
| (Ⅰ) 開催時期について |
| ・ 占用や 24 条申請、損傷や瑕疵については出来るだけ早い時期に開催して欲しい。 |
| ・ 各月 1 回ではなく各月 2 回等の開催が良いと思う。 |
| (Ⅱ) 1 日あたりの講義時間について |
| ・ 1 日 4 時間ではなく、6 時間程度の方が良い。(開催場所から近い勤務官署の職員より) |
| ・ 半日程度が適当であり、1 日 4 時間程度については妥当である。 |
| (Ⅲ) 事務系・技術系職員の混合について |
| ・ 道路管理の現状を知る上で、事務系・技術系を分けて考える必要はなく混合が良い。 |
| ・ お互いの業務を知ることで連携向上も図ることができて良い。しかし、詳細な講義になるとそれぞれついていけない可能性がある。 |
| (Ⅳ) 講義内容に関する改善要望等について |
| ・ 概論的な講義のみならず、実務に沿った各論の掘り下げを望む。 |
| ・ いくつかの事例を挙げ、注意点や問題点を具体的に教えてもらいたい。 |
| ・ 概論的レベルか実務レベルか講義間のバラツキが感じられた。統一した方がよい。 |
| (Ⅴ) カリキュラムに追加して欲しい講義について |
| ・ 防災という観点からの危機管理 |
| ・ 境界確定に関する手続き方法や現地での対応等 |
| ・ 維持管理関係予算の削減による問題とその対応方法 |
| ・ 苦情に対する対応方法について |

* 道路管理業務勉強会は年度当初、9 月までの開催予定であったが、アンケート結果に基づき、10 月に追加開催した。

6. 来年度以降の道路管理業務勉強会について

平成 22 年度から始まった「道路管理業務勉強会」は、あくまで道路管理業務に携わることとなった知識と経験の浅い職員を対象とし、基礎的知識に加え専門的知識の習得を目的としています。

アンケート結果から様々な意見や要望があることが確認できました。来年度以降、より充実した勉強会とするためにも、これらを有効に活用していきたいと思えます。

来年度以降へ向けた課題としては、参加者の役職や所属部局についてのバランス、道路管理業務勉強会で使用した資料のイントラネット掲載についての可否、講義のあり方などがあります。さらには参加者からの意見のみならず、講師を経験した職員からの意見等を収集し、より良いものになると判断される意見は積極的に取り入れていくつもりです。

道路管理業務を取り巻く状況は厳しくもありますが、国民の安全・安心な生活を守るため、国民共有の財産である道路を適切に維持管理していかなければならず、それは私たち道路管理に携わる職員の使命であります。

その使命を全うするための一助とすべく、来年度以降の道路管理業務勉強会をより充実したものにするために検討を重ねていきます。